

○顧問税理士

出来ます。毎年度、お願いしてきたのですが、予算を作成する際に、収入の予算はこのくらい、それに見合った支出はこのような事業に支出するという計画をたてることが重要である。

事業計画通りに予算を執行しておれば、予算が大幅に余って困るなどということはありません。

よって、月末の「経常利益」が「約 1,000 万円」見込まれ、税金等で「約 600 万円」が差し引かれ、「約 400 万円」程度が使えるということになりました。

「経常利益」が出た場合の「約 400 万円」の使い道として、

- ・事務局職員の決算賞与
- ・会議室蛍光灯のLED化
- ・組合員バッヂ、組合旗の作成、壁掛け式組合組織図
- ・「空気清浄機」の購入

の案が出されておりますが、見積もりを取り予算執行に当たっては、「経常利益」の状況を判断して、何に、どの順番で使うかは「理事会」で決めることにします。

また、事前に今件について『各部会に下ろし』、組合員の意見を聞くとした。

事務局より、概算見積りが出ているので報告があった。

- ・会議室蛍光灯のLED化（3月頃組合入居ビルの修繕で全館LED化となる計画がある）
- ・組合員バッヂ（概算約 20 万円）
- ・組合旗 2 タイプの作成（約 10 万円）
- ・壁掛け式組合組織図（概算約 20 万円）
- ・空気清浄機 5 台（約 25 万円）

④ 「平成 27 年度事業計画」について

平成 27 年度の総務委員会の「事業計画」については、次回の委員会で検討する。

⑤ 「その他」について

商社部会より、

業界紙「フェイム」へ各部会の広告が掲載され、その費用について、各部会が部会助成費から支出されているが、部会助成費でなく、組合での支払いとしてはどうかとの意見が出された。

各部会の「フェイム」への広告については、これまで、皆さんで集めた部会費の中から支出していたものですから、2年前から、「部会助成費」の適正な執行の観点から、「懇親会」的にもものは、部会費用から、「フェイム」への掲載は、宣伝普及活動として「助成費」からの支払いとして、各部会が広告を掲載しているものであります。

「部会助成費」の使い方に問題があり、「フェイム」への広告の掲載は、「部会助成」で執行できるということから掲載しているものである。

組合としては、本年度は、「共同事業宣伝費」として、100 万円の予算計上しているが、来年度は、部会再編もあり、どのような形式で広告を掲載すべきかを検討するとともに、年当初からの予算計上を検討するとした。

(4) 部会再編検討委員会開催に関する件(12月12日、1月20日開催)

12月12日より委員を4名増員し委員会を開催している。

平成 26 年 12 月 1 日に、組合から脱退 2 社・新規加入 3 社があり、部会員数の変更となった。

新台部会・・・17社（変更なし）

商社部会・・・6社（1社減り）

機械部会・・・53社（2社減りの3社増）

① 部会再編について

今開催の委員会までに、下記の7項目を事前に各部会にて確認をすることに基づき報告がされた。

確認項目は、

- 規程（案）
- （役員）第4条 部会役員について、部会長・副部会長は現在の部会長に留任としてはどうか。
- 遊技機を扱う・扱わないは、各販社の業務内容の変更も有り得る事なので、部会の移動についての規程を設けてはどうか。
- 部会会議への出席率を上げる為、何らかの規程を設けてはどうか。
- （慶弔及び見舞）第13条 慶弔等について、組合規約の規程を準用するとあるが、お金に係る事なので、しっかり規程として盛り込んでどうか。
- ユニバーサル社は、同系列会社が日工組に加盟しているので、機械部会に属するか、新台部会に属するのかを、回胴式部会・新台両部会にて審議する。

各部会からの、追加の案や訂正等は、

（代行店） 12月5日に部会を開催したが時間が足りず意見を伺えなかった為、12月17日の部会時に確認をする。

（回胴式） 規程は問題なし。部会則等は、新たな部会内で決めていけば良いと思う。また、理事長からの現部会の集まりに関しては、部会を再編した後のことなので、その必要は無しであった。

（商社） 規程（案）については、おおまかな事は問題無い。細かいことについては、これから委員会で決めていくと報告をした。回胴式部会所属のユニバーサル社については、本人たちの意思で移行してはとなり、必要であれば移行したほうが良いのではないかととなった。また、理事長からの現部会の集まりに関しては、無しであった。もし必要であるのならば、再編を戻して一からやったら良いのではないかとの意見が出された。

（機械） 11月21日以降、部会を開催していない為回答は出ていない。

② 規程（案）訂正点について

委員からの質問。平成26年9月9日に出された『具申書』1の(3)遊技機の販売を事業とする組合員が、情報及び意見交換をするなどして、主要な事項に対する共通認識(情報の共有)のもと、適正な事業の推進を図る必要があること。に関して、新台を販売している・中古機を販売している・機械を取扱しているの、販売だけなのでしょうか。との質問があった。

ここでの『具申書』での括りは、

規程(案)第1条の3項、機械部会に所属する組合員は、主として新台遊技機及び中古遊技機の販売を業としている組合員とする。と、「主として」との括りとしているが、『規程(案)第1条の3項、機械部会に所属する組合員は、主として新台遊技機の代行販売及び中古遊技機の販売を業としている組合員とする。』に訂正をする。（「主として」を削除し、「新台遊技機」の後に、「の代行販売」を付ける。）

また、規程(案)第1条の4項、商社部会に所属する組合員は、主として各種遊技機の部備品及び補給装置等の販売を業としている組合員及び他部会に属さない組合員とする。について、『規程(案)第1条の4項、商社部会に所属する組合員は、主として各種遊技機の部備品及び補給装置等の販売を業としている組合員及び他部会に属さない組合員とする。』に訂正をする。（「主として」を削除する。）

第1条について。変更なし。

第2条（部会の種類）について、各部会の名称を(1)新台部会・(2)機械部会・(3)商社部会とした。

第3条について。変更なし。

第4条（役員）について。（2）副部長4名以内を、5名以内とする。（3）の会計2名以内を3名以内にする。

第5条から第8条について。変更なし。

第9条（部会の議決）について。第9条 部会を削除し、総会及び臨時会の会議は、部会員の…と訂正する。よって、2項を削除し、3項を2項とする。

第10条から第11条について。変更なし。

第12条（所属部会の異動）として、新たに盛込んだ。

第13条について。変更なし。

第14条（会費の負担）について。各部会則で定める。

尚、規程施行日は、5月22日（通常総会予定）になるのではとなった。

また、訂正では無いが、部会開催の度に会計の確認を毎回行った方が良かった。

以上を、訂正並びに新条文を盛込んだ内容とし、規程（案）を確定させた。

③ 機械部会則（案）作成について

委員会から佐藤専務理事へ、（仮称）機械部会則の（案）の作成を願われ承諾された。専務理事より、（案）は作成するが最終決定は行って頂きたい。

○機械部会則（案）作成について

機械部会則（案）を作成し、（案）として第1条から第20条とし確定した。

また、確定までの訂正箇所は、

第13条（会議の議決）について、

『総会は、部会員の過半数の出席者をもって…』を『総会及び臨時会は、部会員の過半数の出席者をもって…』に訂正する。よって、2項を削除し、3項を2項とする。

第16条（慶弔及び見舞）について、

(1) 結婚祝金2万円を3万円とする。

(2) 生花・祝電・弔電については、合わせて3万円以内

と新たに盛込むとした。

④ 回胴式部会所属、ユニバーサル社及びパイオニア社、フィールズ社は新台部会に属するののかについて

新台部会の委員からの回答は、ユニバーサル社は日工組に加盟をしていない。同系列会社は日工組に加盟しているが、ユニバーサル社の代表者と異なる為、新台部会員となる条件に満たない。

また、フィールズ社並びにパイオニア社は、日工組に加盟をしていない。との事により、機械部会所属とした。ユニバーサル社及びフィールズ社へ対して、部会が再編する旨を連絡することとした。

⑤ 部会の役員へ、部会総会等への出席手当てについて

組合から支出できないかを税理士に相談をする予定である。

⑥ 部会会議の議事録について

作成しない為、聞いた聞かないを無くす為極力会議へは出席していただく。

⑦ 機械部会の部会長・副部会長の決め方について

5月22日もしくは23日に（仮称）機械部会の部会長・副部会長を確定させる。

また、部会長・副部会長は、新役員（組合）の中から選任をするとした。理由として、部会長・副部会長は理事会の流れを把握している者が適任であるからである。

⑧ 研修会、講習会の開催について

部会の開催を、目安として年6回開催する。

また、部会として研修会及び講習会を開催した場合、組合から交通費を支出して頂けないかを理事会へ願うとした。

⑨ その他

○ 委員より、部会再編検討委員会はいつまで活動をするのか、との質問があり、委員会としては（新）部会発足後に解散するとした。

○《 提 案 》 通常総会に関する件について

(1) 代行店部会より、部会役員を選任に絡む事なので、組合役員(理事)改選を通常総会開催前に前倒しして確定させてはとの代行店部会からの総意であったとの報告があり、理事会にて代行店部会提案の、事前に改選をしておいてから総会を開催するか、通常の流れ通りに総会を行うかを決めていただくとした。との報告がされ、審議をした。

役員任期は、「定款第 26 条(1) 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。」となっている為、事前に改選を通常総会開催前に前倒しして確定させることは出来ない。

(2) 5 月 22 日開催予定の通常総会のスケジュールについて

部会を開催し、新部長及び新副部長等の選任をしなくてはならない為、委員会からの提案として、

① 5 月 22 日に通常総会、翌 5 月 23 日の午前に会場を借り、部会を開催する。

② 5 月 22 日に通常総会を 11 時(案)から開始し、15 時より部会を開催する。

③ 事前に役員(理事)の選挙を行い、5 月 22 日に通常総会を行う。

と、①から③の提案を理事会へ上程するとした。理事会にて、(1)・(2)の提案を基に審議を行った。

平成 27 年度通常総会の開催日・開催場所について審議し、平成 27 年 5 月 22 日(金)にホテルニュー「水戸屋」で開催するとした。また、平成 27 年 2 月 2 日(月)に組合員へ対して開催通知を行う。

また、例年通常総会開催前に、宮城県警察本部様から研修会を行っていただいていたが、来期の平成 27 年度通常総会当日は終日総会のみ開催とした。開催時間については、午前 11 時から午後 3 時頃を目処とする。

尚、来期は役員改選年度であり、改選方法が初めてである為、時間を要する可能性もあるので翌日 5 月 23 日(土)も総会会場を予約する事とした。

また、部会再編に伴った新部会(3 部会)の発足を 5 月 23 日からとし、新部会(3 部会)による各種委員会の委員選任等を行う為、5 月 23 日に部会の開催をホテルニュー水戸屋で行うとした。

第 3 号議案 経常利益に関する件 (12 月末現在)

12 月中の検定書類発給件数は、4,480 件で前年比-161 件と減少しています。また、確認証紙(台数)の発給枚数については、8,440 件で前年比+963 件と増加しました。

12 月末現在の経常利益状況については、

経常利益 ～ 9,665,358 円 (前年度 14,819,852 円)

収入 ・ 検定書類、賦課金等 ～ 124,159,253 円 (前年度 131,546,571 円)

・ 営業外収益 ～ 2,681,160 円 (前年度 3,898,658 円)

支出 ・ 一般管理費等 ～ 117,172,194 円 (前年度 120,609,872 円) となっています。

12 月中における収支については、

収入 ・ 検定書類、賦課金等 ～ 13,555,306 円 (前年度 15,893,200 円)

| | | | |
|---------|---------|---------------|--------------------------|
| | ・営業外収益 | 374,225 円 | (前年度 788,926 円) |
| 支出 | ・一般管理費等 | ～15,941,765 円 | (前年度 15,754,646 円) |
| 12 月中利益 | | －2,012,234 円 | (前年度 927,480 円) となっています。 |

第 4 号議案 「就業規則の変更」「嘱託職員就業規程の制定」に関する件

社会保険労務士 小山由紀子氏より、仙台労働基準監督署に「就業規則の変更」「嘱託職員就業規程の制定」の届出により、平成 26 年 12 月 16 日付けにて変更が承認された。

第 5 号議案 持分譲渡による加入並びに新規加入に関する件

① 「持分譲渡による新規加入」申し込み者

宮城県黒川郡富谷町成田 4-19-9

(有)ウィル・アンド・トライ 代表取締役 志賀 満

○持分譲渡者

宮城県黒川郡富谷町成田 4-19-9

ケーエス販売(株) 代表取締役 藤木 重良

○推薦保証人 3 名

- ・ 福島県郡山市富田町字町西 44-8

(有)ティー・プロ 代表者 大泉 貴之

- ・ 岩手県盛岡市青山 3-35-10

(株)アーク 代表者 大久保 康二

- ・ 福島県郡山市安積町日出山 2-75 わかさビル 101

(株)セイリング 代表者 橘 明

上記、加入申請者について諮った所、役員全員加入を承認する。

本日付けを持って加入承認通知書を配布し、加入日を平成 27 年 2 月 1 日とする。

尚、持分譲渡により、(有)ウィル・アンド・トライは平成 27 年 1 月 31 日をもって脱退とする。

② 組合加入申し込み者

宮城県若林区六丁目小荒井裏 11-1

(株)アトマス東北支社 代表取締役 齋藤 正企

○ 推薦保証人 3 名

- ・ 宮城県仙台市若林区河原町 1-5-59

(株)スピネット 代表者 永沼 三郎

- ・ 青森県青森市浜館 2-3-18

(有)アミューズ 代表者 長谷川 伸一

- ・ 岩手県紫波郡矢巾町大字高田 13-236-1

(有)B e e S m i l e 代表者 平川 智也

上記、加入申請者を諮った所、役員全員加入を承認する。本日 1 月 29 日付けを持って加入承認通知書を配布し、加入金及び加入者本人並びに推薦保証人から保証金等が組合へ入金確認後、翌日が組合員となる。

第 6 号議案 その他の案件

(1) 中古遊技機流通新規取扱講習会開催に関する件

平成 26 年 12 月 1 日付けにて新規加入された、(有)日成仙台販売並びに(株)オラクルの 2 社より、中古遊技機流通取扱の申請により、平成 27 年 1 月 21 日(水)に取扱主任者の在り方・ガイドブックを使用

した流通説明・書類作成要領講習・筆記試験・携帯端末説明・実機使用による実技講習及び試験を行った。
中古遊技機流通取扱の申請 2 社について、流通業務開始について審議した結果、満場一致で 2 社を承認した。

(2) 新規取扱主任者実技講習会の開催に関する件

開催日時 平成 26 年 12 月 18 日(木)午前 10 時より

受講対象者：2 名 実技講師：山内機械流通委員 講習会結果：全員合格

(3) 北海道遊商セミナー開催について

北海道遊商よりセミナー開催についての案内があり、2 月 20 日(金)北遊商全組合の全従業員を対象としたセミナーが開催される。

今年度、東北遊商では慰安旅行を行ったが、予算の都合もあり全従業員を対象に出来なかった。来期はどのようになるかは分からないが、全従業員を対象とした場合の参考になるので、北海道遊商が 2 月に開催されるセミナーへ出席をうとした。(講義・二宮清純「人を動かすリーダーシップと人財育成術」)

(4) 3.11 東日本大震災 4 周年追悼式について

本年も、3.11 東日本大震災 4 周年追悼式とし、昨年同様の要領にて組合会議室にて行うとした。

(5) 中小企業退職者共済掛金(事務局職員)の増額について

(6) 民団宮城新聞広告掲載に関する件について、六ヶ月の継続をする。

(7) 新台部会活動助成金支出について

新台部会より部会事業計画書及び見積書が提出されており、承認をした。

(8) 商社部会活動助成金支出について

商社部会より、本日急遽部会事業計画書及び見積書が提出された。

タブレット(ipadmini3)を部会員へ配りたい。

目的は、・部会の和を強化し、商社部会活動の在り方を考え実行する。

- ・タブレットを利用し理事会報告・組合活動の伝達事項を送る。
- ・組合の活動で使用するので制限を決め活用する。
- ・ペーパーレスを見込み経費削減。との計画書が提出された。

タブレットを揃えるのであれば、全組合員へも検討したい為、商社部会からの計画書については否決された。近々に行われる総務委員会で全組合員を対照に、タブレットを必要とするかの要否アンケート方法を検討する。

(9) 中部遊商機械流通委員会へのオブザーバー出席依頼について

(10) 嘱託職員(事務局長)の採用予定について

平成 26 年 12 月 20 日付けを持ち、前千葉事務局長が退職された事により、現在、事務局長が不在となっている。宮城県警察本部へ適任者推薦の願いをしており推薦者の履歴書を頂いた。

採用計画として、面接会を 2 月下旬に実施する。

(11) 事務局職員に関する件

組合事務局職員堀川亮より 11 月 25 日付けにて退職届が提出された事により、真田俊祐(32)を 12 月 22 日付けにて採用とし二ヶ月間の試用期間として業務を行っている。

(12) 商社部会からの質問に関する件

- 組合の資産表及び収支表を提出してほしい
 - ・ 理事会開催の都度、経常利益に関する件についての資料で提出をしている。
- 選挙制度について、もう一度説明をしてほしい
 - ・ 各部会開催時に、説明をしに伺います。